

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年9月1日

世田谷区

1 契約の概要

(1) 件名

世田谷区立保育園保育業務における労働者派遣（単価契約）

(2) 目的

昨今、正規保育士の産・育休者等が増加傾向にあるため、労働者派遣により、必要な資格や技量を有し、かつ正規職員と同等の日数が勤務可能な人材を確保し、保育業務の円滑化を図る。

この業務の実施にあたっては、区内45カ所の区立保育園を3ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する。なお、担当ブロック以外の園への派遣労働者の就業場所変更、担当ブロック以外の園における派遣労働者の新規配置を指示する場合がある。

(3) 契約内容

世田谷区立保育園における保育業務の従事者の派遣

【派遣労働者の業務内容】

- ①クラス担任、もしくはクラス担任補助業務。
- ②日案・週案・月案、及びその他の書類の作成をすること。
- ③職員会議に参加すること。
- ④園・クラス便りを作成すること。
- ⑤行事準備、行事担当補佐。
- ⑥区主催研修に参加すること。
- ⑦その他指揮命令者の指定する業務。

※派遣先での被服貸与なし。派遣労働者の被服は派遣元が用意すること。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和10～

11年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

本件の参加者は、次に掲げる資格を満たしている単体の法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

④財務諸表（過去2年間）

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。

(6) 「世田谷区立保育園保育業務労働者派遣事業者選定委員会」の委員（※）が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員氏名：松本 幸夫（子ども・若者部長）

北川 俊彦（子ども・若者部保育課長）

小林 清美（子ども・若者部副参事（保育の質向上担当））

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 法人の継続性・安定性・実績

①保育士登録者数

②保育施設の運営実績

③派遣中の保育士数

④認可保育園・認定こども園への派遣経験

(2) 実施体制

①派遣元責任者及び担当者の本業務に係る専任状況などの体制

②派遣先責任者及び指揮命令者との調整役の設定

(3) 派遣する労働者の雇用管理体制

①派遣可能数

②人材確保方法（年度途中の新規依頼への対応含む）

③派遣労働者の募集要件及び雇用に関する考え方

④配置決定に至る手続きの流れ（「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和8年12月2

5日施行予定)」に伴う対応含む)

- ⑤予定数を超える派遣依頼への対応
- ⑥派遣労働者への研修体制
- ⑦派遣開始後のフォロー体制
- ⑧派遣労働者から派遣先への苦情対応体制
- ⑨派遣労働者が休業を要する場合の対応
- ⑩派遣労働者の契約期間中の退職申出対応

(4) 個人情報保護

- ①社内での個人情報の取り扱い
- ②派遣労働者への守秘義務の周知・徹底

(5) 危機管理

- ①派遣労働者の労働災害対応
- ②派遣労働者を起因とする事故等の対応

5 手続き等

(1) 担当部課

担当課：世田谷区子ども・若者部保育課 担当：岡田

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-2-1-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

※令和8年10月19日以降は世田谷区役所西棟3階に移転（予定）

電話：03-6453-4912 FAX：03-6453-4856

(2) 説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月16日（水）午後5時まで

② 交付場所

区ホームページからダウンロード可能

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限：令和8年9月16日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）窓口へ持参または郵送

※郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

令和8年10月23日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所

上記（1）に同じ

③ 提出方法

持参のみ受付。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

※電子メールアドレスは参加資格要件を満たしていること確認できた後、個別通知する。

6 その他

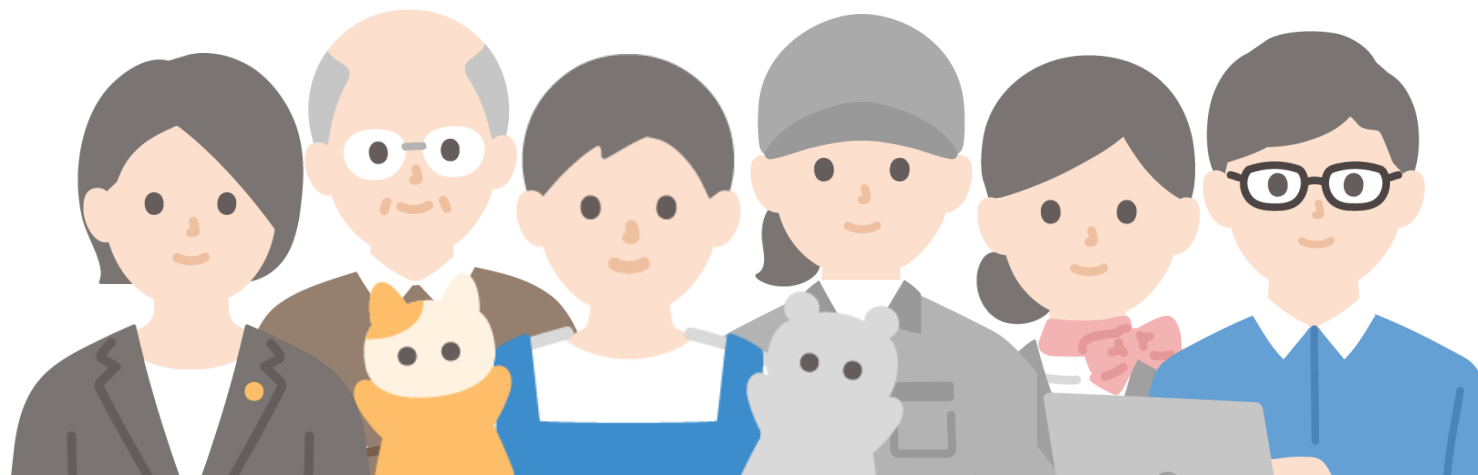
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該契約に直接関連する他の契約を当該契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- (8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (9) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者、及び提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (13) 詳細は、5 (2) 説明書による。
- (14) 本案件は、令和9年度の提案限度額を1事業者あたり14,200万円（消費税・地方消費税込）未満としている。

ただし、区と協議のうえ23人を超えて派遣する場合は1名あたり6,180,000円（消費税・地方消費税込）まで提案限度額を上乗せできるものとする。

区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (15) 本案件は、令和9年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できない。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。